

# 所定疾患施設療養費算定状況

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

## 【算定条件】

### ◇所定疾患施設療養費(Ⅱ)について

1. 所定疾患施設療養費(Ⅱ)については、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものである。1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費(Ⅱ)と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費(Ⅱ)の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
  - イ 肺炎（診療に当たり検査を行った場合に限り）
  - ロ 尿路感染症（診療に当たり検査を行った場合に限り）
  - ハ 带状疱疹
  - ニ 蜂窩織炎
4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
5. 算定する場合にあつては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあつては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
7. 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容(肺炎、尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌)を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

令和4年度の算定状況		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺炎	人数	0	0	1	1	0	3	0	1	0	0	1	1	8
	算定回数	0	0	1	6	0	9	0	1	0	0	7	2	26
尿路感染症	人数	3	4	2	1	5	5	4	3	2	2	1	4	36
	算定回数	22	16	14	7	20	21	23	11	12	12	9	24	191
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	算定回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	3
	算定回数	0	0	0	0	0	5	10	0	0	0	0	10	25